

平成 24 年 3 月 8 日

社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会  
会 長 伊 藤 博

## 公益社団法人認定にあたって

このたび全宅連は平成 24 年 3 月 7 日付にて内閣府公益認定等委員会（池田守男委員長）より、野田首相あてに公益社団法人認定の答申を得ることができました。これも皆様方関係各位のご尽力の賜物であり感謝申し上げます。

さて平成 20 年 6 月に、今般の公益法人制度改革への対応を図るべく組織整備特別委員会（和氣猛仁委員長・神奈川宅建協会会長）を設置し、鋭意検討を重ねてきました。

平成 21 年 2 月に同委員会より公益法人改革に対する対応について（答申）が出されました。同答申においては、「全宅連、宅建協会、全宅保証とも宅建業法に規定され、設立当初より公益法人として公益的活動と宅建業の適正な運営、業界の健全な発達及び消費者保護を図る活動を行ってきたことから、今後、消費者からの期待に応えていくためにも公益社団法人を目指すことが最良である」との結論に達しましたことから、公益社団法人を目指すべく、組織変更や財政基盤の強化を図ってきました。

それらの諸準備を踏まえ、昨年（平成 23 年）6 月の通常総会において、定款変更案の承認を得て、8 月 22 日に内閣府公益認定等委員会に公益社団法人の認定申請を行っておりました。

公益認定申請より 6 か月余りに及ぶ長い審査期間でしたが、全宅連が申請する 3 つの公益事業（①不動産に関する調査研究・情報提供活動、②不動産取引等啓発事業、③不動産に係る人材育成事業）が全て公益事業として認められましたことは誠に感慨深いものであります。4 月 1 日付で新たにスタートする公益社団法人として、さらに一般消費者の利益の保護に資する事業を積極的に展開して参りたいと考えております。

また、全宅連傘下の都道府県宅建協会においても、全宅連での答申を踏まえて、本日現在で、愛知をはじめとして、東京、埼玉、香川、北海道、福岡、福島、愛媛、青森、滋賀、高知の 11 宅建協会が公益認定の答申を得るとともに、兵庫、熊本両宅建協会が一般認可の答申を得て、いずれも 4 月 1 日付で新しい社団法人としてスタートいたします。さらに、他の宅建協会の大半が平成 24 年度中には移行認定・認可申請を行う予定であります。

全宅連・全宅保証並びに宅建協会は、今後とも一般消費者の利益の保護を図るため、安全、安心な不動産取引実現と不動産取引の活性化に資する事業を行っていく所存であります。今後とも、「ハトマーク」のシンボルマークのもとに各種諸事業を展開している全宅連グループにご期待ください。